

秋田市旅館建築に関する指導要綱実施要領

令和6年3月11日
都市整備部長決裁

(趣旨)

第1条 この実施要領は、秋田市旅館建築に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の外観等が地域と不調和なもの)

第2条 要綱第2条第2号に規定する建築物の外観等が地域と不調和なものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物の外部の形状、色彩および意匠が、著しく派手または奇異であり、周囲の善良な生活環境を阻害するおそれがあるもの
- (2) 建築物の外部に過度の装飾または突起物等を設けたもの
- (3) 建築物の外部に過度のネオン等の照明設備を設けたもの
- (4) 広告物および看板等の形状、色彩および意匠が、周囲の善良な生活環境を阻害するおそれがあるもの
- (5) その他市長が不相当と認める意匠、形態であるもの

(旅館建築計画届出書の添付図書)

第3条 要綱第3条第1号に規定する旅館建築計画届出書は正副2部提出し、添付する図書は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図（要綱第2条第2号に掲げる構造および設備を記載したもの。）
- (4) 2面以上の立面図又は透視図（建築物、門、塀、広告物、看板並びに照明設備等の意匠および色彩を記載したもの。）
- (5) 断面図
- (6) 一般的な形態と認めがたい旅館・ホテルに該当する場合は、要綱第5条各号に定める位置又は距離を明示した見取図
- (7) 標識設置状況写真（遠影および近影）
- (8) その他、市長が必要と認める書類

(標識の兼用)

第4条 要綱第4条第1項に規定する標識は、秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例（平成11年条例第37号）第6条第1項に規定する標識と兼ねることができる。この場合において、標識の様式は、同条例施行規則（平成11年規則第42号）に規定するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。